

# 三井事業史の課題

中井信彦

学術研究法人としての財團法人三井文庫は、これから第三年目に入る。いま、紀要「三井文庫論叢」の第二号を世に送るに当つて、創刊号と本号とに掲載した研究員の論稿を中心として、当文庫における三井史研究の当面する課題の一端を記して、ご批判を仰ぐ資としたいと思う。

もとより、当文庫は所属研究員の研究を進めることにのみその使命が存するわけではない。永く非公開とされてきた三井家と三井関係諸会社の古文書・古記録を中心として、近世・近代のわが国社会経済史資料を蒐集・整理・保管して、ひろく学界の利用に供することも、重要な課題として課せられている。困難な作業であることを知りつつ、敢えて一〇万点をこえる三井関係古文書記録資料の分類目録作成の仕事に着手したのも、まさにこの社会的責務にこたえんがために他ならない。さらに、基本的資料の印行についても、準備に取りかかりつつある。当文庫の限られた規模に対しても過大な計画ではあるが、近い将来の実現に向つて歩を進めたいと念ずるのである。

これらの作業や準備と並行して、当文庫研究員が重要な事業の一つとして現に力を注ぎつつあるのは、三〇〇年に垂んとする三井事業史の共同執筆である。

三井家が、自らその家史の編纂を企てた事歴の詳細は他の機会に譲るとしても、明治三六年に横井時冬、三上参次にそれぞれ事業史と家史の主査を依嘱して岡百世主任のもとに編纂室を開設し、更に柴謙太郎、遠藤佐々喜、斎藤隆三にそれぞれ大元方史・両替為替業史・呉服業史を分担させ、多数の助手を擁して修史に専従させ始めたのは、「三井家史料」の編纂が一段落した後の明治四三年のことであった。その後、呉服業史の担当者に沢田章、家史担当者に松本勘太郎を迎えるなど、交替と拡充とを重ねて昭和一〇年代初めころまで、この修史事業が続けられた。それらの諸氏の執筆された三井史の草稿は、いざれも未完のものであるが、相当の量にのぼる。殆んどその全生涯を注いだこれら先輩の業績は現在の学界の研究状況や問題関心からすれば、そのままの形で公刊するにふさわしいとは言い難いとしても、分散していた膨大な資料の蒐集と整理という難事業をふまえたものであるだけに、それなしには今日の研究、いな三井文庫資料そのものさえ存在し得なかつたであろう性質のものである。

戦時中、修史は殆んど行なわれず、困難な条件のもとでの地方疎開など、所蔵資料の保全に追われる時期が続いた。

そして終戦後、いわゆる財閥解体によつて解散した株式会社三井本社は、その清算の期間を活かして、三井家の創業にまで遡つた「三井本社史」の編纂を企てた。条件の整わない、しかも限られた時間での、僅か三、四人という人員で行なわれた仕事であつたとはい、この貴重な企画を充分に活かし得なかつたことは、主として作業に当つた私の非力と怠慢に負うものである。これが、巷間に「まぼろしの大著」などといわれる稿本「三井本社史」の作成過程に他ならない。同書の結末をなすのは巨大な三井本社の解散とその清算の事績であるが、この部分は當時同社清算人の任にあつた田口純氏の執筆によつて成つた。

この稿本は、数部タイプ印書され、三井本社が三井不動産株式会社と合併したことによつて、その著作権も同社に継承されて、今日に至つているのであるが、その間、若干の人々の目にふれる機会があつたとみえて、研究書や論文に部

分的に使用したものもあり、その閲覧を希望される向きも絶えないようである。さらにその印行を求められたことも少くなかつたが、昭和二〇年代の忽々の間に作られたこの草稿が、そのままの内容をもつて公刊されるに価いしないことは、その過半の部分を執筆した私の最もよく知るところである。

しかし、翻つて考えれば、三井の歴史に関する正確な記述を、たとえその骨子なりとも公にすることは、永く学界の利用から距てられてきた資料を所蔵する、新生三井文庫に課された当然の責務でもある。幸に、稿本「三井本社史」の著作権所有者である三井不動産株式会社は、当文庫の三井事業史編纂のために、同稿本の自由な使用を許された。われわれは、三井家編纂室の諸氏以来の業績をふまえつつ、現在の学界の研究状況のうちで、想を新たにして、三井事業史を共同執筆しようと企図しているのである。

当文庫の研究員は、それぞれに独自の研究テーマを持つており、従つて、三井の歴史に対する問題関心の在り方も一様ではない。共同執筆は、そこに困難さが予想されると同時に、逆にそこにこそ共同執筆の意義も見出し得ると考える。研究員各自の問題関心の在り方を「論叢」一・二号所収の論文に則つて触れながら、共同研究としての三井事業史の課題について、以下若干の言を費やすこととする。

## 一

三井史の最大の特色は、一七世紀後半から二〇世紀中葉にまで及ぶ時間的継続にある。それは町人文化の全盛期といわれる元禄時代前後に始まり、徳川幕府の崩壊と明治政権の樹立、資本主義経済の成立と展開という、わが国の近世・近代を歩み続けた、一企業体の永い歴史である。その意味からすれば、三井史において求められるべき第一の課題は、連続の契機なり論理であるといえるかも知れない。ただしこの連続の論理が、あくまでも歴史的な、変化や変質の過程

の連鎖としてのみ求められるべきものであることは多言を要しない。

三井史が企業体乃至企業集団の歴史である以上、それは何よりもまず経済過程の領域に属する。そこでの基本的問題は、三井における広義での「資本」の性格の歴史的把握と、その変質の連鎖のうちにある連続の論理の理解にあるであろう。この場合、企業体なり企業集団なりは、その規模の大小を問うことなく、時代の経済社会の総過程のうちでみ常に存在する。経済の総過程に規制されつつ、個別の「資本」が運動することはいうまでもない。

三井家が一七世紀の後半に、その最初の貨幣的富の蓄積を実現したというとき、それはいかなる経済的循環のなかで行われたのであつたか。松本四郎の「寛文—元禄期における大名貸しの特質」（創刊号）は、このような設問との関連において、京都市柏原家で発見された元禄・享保期の京都豪商那波九郎左衛門家の新資料を紹介、分析したものである。そこでは枝手形による商人間の信用によつて調達され資金が、米納地代制の上に立つ諸大名の貨幣需要に向けて貸出されていてこと、それは年貢米を担保とする貸付であつたが、のちの蔵元掛屋のごとき特定領主との結びつきを持たず、担保米の取引にも関与しない、個々の金融関係にすぎなかつたことが明らかにされている。そのような領主金融の形態のうちで、京都を本拠とする那波家は大阪・江戸に両替店を設置して、特定大名の蔵元への移行の志向を示すが、大阪を中心とする商品經濟の全国的規模での拡大と結びついた新しい金融体系を生みだし得ぬまゝに、領主権力の財政的事情にもとづく恣意的な返済延期や支払拒否によつて倒産していく事情が詳細に辿られている。要するに、京都の巨大な貨幣取扱資本としての那波家の經營の実態を、一七世紀後半から一八世紀前半における経済循環の構造のなかに位置づけることを試みつつ、逆にまたそれを通じてその時期の経済構造そのものの変化を把えようとしているのである。この時期の個別「資本」の実証研究として知られているのは、大阪鴻池家の例である。酒造業に始まり、多様な商品取扱業務を営んだ同家の、大名貸に「純化」しつつ大をなした過程が、大阪大学の諸氏によつて詳細に調べ上げられている。

ここに紹介されている那波家なり、呉服・両替の二業務を両輪とした三井家なり、鴻池家なり、個別の「資本」のもつた異つた運動や蓄積の形態が、当時の経済過程全体のなかでどのように位置づけられるものであるのか。松本論文は、このような設問のなかで読まれるべきものと思う。

封建制の歴史的第一形態である江戸時代のいわゆる幕藩体制の経済構造は、そのなかにいくつかの時期的な段階区分を含んでいるとみられる。それらの段階区分のうちの重要な一つが、一八世紀後半に存したであろうという推測は、近時かなり広く行なわれている。わたくしの「大坂御金蔵銀為替の中絶始末(上)」(創刊号)は、前掲松本論文が取扱つた時期に、江戸大阪間の商品取引の発展の上に始められた両替商による官金の為替請負制度が、一七六〇年代に五年間中止された事件を取り上げて、田沼期と呼ばれるこの推定上の割期における幕府の経済政策の意味とその効果との検討を通して、経済循環の時期的メカニズムを明らかにしようとしたものである。この官金為替の民間請負制度自体、三井の提案によるものだという江戸時代からの巷説があるように、それは三井の金融業にとって重要な位置を占めていたのであつたが、問題はそれのみにとどまらない。松本の「幕末・維新期における三井家大元方の存在形態」(第二号)が触れている通り、「店々一致建」をもつて祖法としてきた三井家に「店々持分け一件」、即ち呉服業と両替業および松坂店の三つのグループに企業を分割するという、大きな事件を生じたのが、まさにこの田沼期のことであつた。この事件が三井内部の個有名な諸事情によつておきた側面を見逃すことはもとより不可能であるが、貨幣取扱資本と商品取扱資本とを企業上、分離しようとしたこの改革は、当時の経済循環の構造的変化を無視しては理解できない。

私の小論には、もう一つの観角が入つている。それは経済の総過程というとき、そこに権力の政策とその機能とが含まれているという自明の事実である。政治は単に権力の経済的基礎の問題として課題となるのみでなく、政策がもたらす経済過程への作用としても問題となる。いうまでもなく、政策は事実過程の先行に対する制度的適応であり得ると同

時に、事実過程に対する制度的な先取りでもあり得る。そして、いずれの場合にせよ、政策と事実過程との間に生みだされる因果関連は、政策者の意図という要素を介入させると、一層さまざまの関係であり得ることにもなる。事実過程に対する政策の先取りが有効性をもつための諸条件の一つは、経済過程の自律的法則性と現実の社会過程とに対する政策者の把握である。私が田沼期における幕府の政策とその効果を問題としてみたのは、経済の質的变化とともになった権力の危機に、当時の封建官僚制がとつた政策の内容と、その先取り的効果の如何を検討することによって、明治維新の変革への内因的な諸条件の進度を窺うことができるかと思うからである。

国家政策の主導と経済の経験的過程との関連が最も大きな課題となるのは、明治前期においてである。明治六年から九年にかけての大久保政権の大隈財政における「政商保護論」を、それが不平等条約という特定の条件のもとで展開されてくる絆縛を取扱つた岩崎宏之の「政商保護政策の成立」（創刊号）は、そこに位置づけられるものである。すなわち地租改正や秩禄処分を実施することによって、封建制の基礎を解体しつつ原始蓄積を進め、国家財政を強化することで殖産興業の推進を計ろうとする明治政府の構想は、不平等条約による保護税制の不可能さの故に正貨の流出、金融の梗塞を生じ、広範な社会不安を伴つた財政危機に見まわれた。この危機を脱出する当面の方向として、大久保政権のとつたものが金融、貿易、海運など、流通的な側面に対する保護政策であり、関税による保護壁の欠如を補つて、本源的蓄積の担い手となるべきものとしての「政商保護」の政策が成立したと、この筆者はみるのである。そこには、世界市場の強い圧力のもとにおけるわが国の資本主義経済の展開のためには、より強力な国家権力の役割を必要としたということ、同時にまた明治政府の経済的基礎の脆弱さの故に政商との共生が必要であり、権力機構の未成熟さの故に政商は共生による新たな利益基盤を見出すことができたのだとする理解がある。明治九年の三井銀行・三井物産両社が創立せられる時代的状況がそれらのうちで詳細に辿られているわけである。

明治政府の保護と指導によつて「政商」たらしめられたものが、三井に代表される旧来の「資本」であつたとするならば、翻つて、それらの江戸時代末期における存在形態や動向が認められねばならない。田中康雄「寛政期における江戸両替商の経営」（第二号）および松本四郎「幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態」（第二号）は、そのような要請にこたえるための作業の一部に他ならない。田中論文は、昭和初年まで中井銀行として存続した江戸の両替商播磨屋新右衛門家の、寛政一二年（一八〇〇）における営業の内容分析であるが、恐らくこれが江戸両替商の営業の実態を例示した最初の研究をなすのではないかと思う。江戸時代の金融史の主体が両替商におかれてきたにも拘らず、従来の研究史は殆んど全く大阪の（部分的に京都の）両替商に限定され、それによつて代表されてきたのであつて、江戸の両替商は関心の外に置かれ続けたのである。こゝに示されたものは有力両替商であつたとはいえ、単に一つの事例であるにすぎず、それをもつて直ちに江戸両替商一般に普遍化することを慎まねばならないが、灘の酒造業者のための荷受問屋（仕入問屋ではない）であつた江戸酒問屋を中心とする為替および現金の送金と共に、幕府・郡代・代官の貨幣取扱機能のもつ比重の大きさ、ならびに諸大名への金融機能など、両両替店の営業の実態が全般的に明らかにされている。

特に江戸両替商の商業金融が、為替手形の過振りという形での当座貸越を主としていた点が注目をひく。取扱われた寛政一二年（一八〇〇）は、たまたま同家が一旦その営業を停止した時に当るが、その原因は必ずしも明瞭でないとしても、大名への貸滯と並んで、手代分家への貸滯の大きさを見逃すことができない。このことは、江戸時代の商業経営を考える上で、必ずしも目新しいとはいえないまでも、同族団的連帶の重要性を改めて考えさせる。そして、そこには三井家のような「店々一致建」と手代分家創立の制度、および創立後の手代分家と本家との間の相対的な距離の遠さという一連の制度を、当時の一般的商家制度のなかで、意味づけるための一つの手掛りを与えているようと思われる。

松本の「幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態」は、京都におかれていた三井家とその企業の本部である大

元方を取上げて、各営業店への投融資ならびにそれらからの利益収得の実態を追いながら、さきに触れた「安永持分け一件」以後、そのシステムが大幅に変化すること、寛政期の一致建への復帰も安永以前の制度そのものへの復帰でなくして、営業店における積立金保有の認可を条件とする大元方への定額納入金制であつたことを指摘し、それが商品取扱資本としての本店一巻（ほんだないちまき）の資金需要に対する大元方の融通機能を低下させ、両替店一巻の利益積立金のうちから融資せざるを得なくなつたこと、さらに、そのように相対的にみて好調を続けた両替業が幕末に至つてその利益基盤の崩壊に伴う苦境に立ち、ここで従来の主たる業務たる延為替・家質貸から荷為替金融への切かりえを試みること、この転換の過程で生じた横浜貿易のための生糸荷為替が高額な滞りを生じ、これよりさき既に融資機能を喪つていた大元方はこの難況に対処し得ないのみならず、呉服業は全く三井部内からの融通の途を断たれてしまうこと、などの諸事情が詳細に辿られている。そして結局、維新期の大元方は、その名目は別として経済的には無実のものとなり、やがて新政府と結びついた東京御用所（その発展としての為替座三井組、三井銀行）の上に樹立される東京大元方に吸収されていくことが明らかにされている。三井同苗の一部と営業店管理者代表とによつて構成された大元方とはいかなるものであつたのか、「統轄機関」と通説されてきたその本質は何であつたのか。明治四二年に創立された三井合名会社から株式会社三井本社に至るまでの、いわゆる財閥持株会社の系譜的前身をなす大元方の性格づけとその歴史的变化を、当時の「資本」の運動のうちからとらえ直そうとする試みが、松本論文のねらいであると思われる。

もちろん、その為にはなお多くの、うめらるべき諸側面が残されている。「本店」の呼称が示す通り三井の本業であつた呉服業が何故に江戸後期に不振におちいつたのであつたか、それに對して両替業が比較的後期まで好調を持続し得たのは何故であったのか、またそれが幕末に至つて不振となり延為替から荷為替へという金融方法の転換がいかなる必然性をもつものであつたのか等々。それらは、一括していえば三井部内の問題であるよりも、国内経済一般、特に地方

における生産構造や「資本」蓄積の変化と、それに密着した権力の変質の問題として取扱わるべきものである。そこに江戸時代の一企業体の歴史といえども、一般状況のうちに据えることなしには、それを理解することのできないものであることが改めて明らかにされており、三井史研究の今後のひろがりと困難さとの一端が示されていると思う。

因みに、三井大元方の歴史については、近時安岡重明氏による連作が発表されている。それらのうちで、特に幕末・維新时期における大元方の動向や性格づけに関する理解は、松本論文におけるそれとの間に相当の差違が認められる。その当否に触ることをここでは避けるけれども、部外の研究者によつて三井史が多角的に追究されることは、内部研究者にとつても有効な刺激である。

さて、田中論文・松本論文によつてその一端が示されているような江戸時代の「資本」の在り方とその行きづまりに関する研究をうけて、明治初年の過渡的な「政商資本」に対する岩崎宏之の研究が位置する。「国立銀行制度の成立と府県為替方」（第二号）は、前出の「政商保護政策の成立」（創刊号）とほぼ同一の手法によつて、政府部内のいわゆる「銀行論争」の経緯を詳細に追いつつ、そのなかでの三井・小野両組の銀行設立計画と第一国立銀行の創立にいたる過程を辿ると共に、特に府県為替方の問題を提起している。つまり、国庫金出納の統一機関としての第一国立銀行（三井小野両組の共同出資による）の創立と、当然それに含まれるべき地方機関である府県為替方の分離・民間依託とを、政府と旧特權資本との妥協の結果であると認定しつつ、当時の三井・小野などにとつて、そこに見出された新しい「資本」蓄積基盤の重要性を指摘している。われわれがこの府県為替方のもつ歴史的意味を重視するのは、江戸末期における中央の「資本」の行きづまりを地方的「資本」の蓄積基盤との関係で考えようとしていることと、そのような地方「資本」の蓄積を掌握しながら旧中央「資本」が新しい政治体制のなかでいかに変質しつつ再生していくのかを考えてみようとしていることによるのである。小野組に関する宮本又次氏の精力的な報告が嗣出されていることは、わ

れわれにも有益であるが、全国的に設置されたこの府県為替方の実質上の引請者やその性格・営業の全貌が、ひろい学界の協力によつて解明されるとき、近世と近代とを結ぶ経済過程の空白の少からぬ部分が埋められるものと期待している。岩崎論文は、そうした問題関心を含めて、前提をなす政府の銀行政策の動きを、三井・小野両組の動向との関係で取扱つてゐるのである。

岩崎論文が取扱つてゐる明治初年の過渡的な「政商資本」に統いて、近代的な「資本」としての確立過程の問題が当然次の課題となるし、さらに金融資本ないし独占資本への展開が問題となる。三井史でいうならば、いわゆる財閥形成過程の問題である。生糸業・紡績業などを中心としたわが国における産業資本の成立過程に関する研究は、学界にその成果が乏しくない。金融資本・コンツェルンへの展開についても柴垣和夫氏の「日本金融資本分析」に代表されるすぐれた業績がある。それにも拘らず、問題はなお多く残されているし、再検討を要すると思われる部分も少くない。加藤幸三郎の「九州炭礦部成立の諸前提」（第二号）は、綿糸紡績を中心とする産業資本の確立と集中を軸として、商品取扱資本と貨幣取扱資本とが変質をとげていく関連性のなかで「財閥」が成立するメカニズムに、基礎産業部門としての鉱山業のもつ役割を検討している。つまり、紡績業との関係における特約紡績と同位される九州炭の一手販売という三井物産の動きのなかで出てくる「共通計算」方式と、それら主要諸産業の不安定性からくる銀行資本からの援助の必要性を説明し、明治三〇年代末に、銀行と個別産業資本を流通過程で補強するものとしての物産と、個別産業資本そのものとしての炭礦業との三者を結んだ九州炭礦部が成立する経緯を分析することによつて、三井銀行の「商業銀行化」の意味づけを含めて、次にくる財閥形成の祖型を、そこに認めようとしているのである。わが国の資本主義経済史のかでの炭礦業の位置づけは、従来無視されてきただけに重要な論点を含んだこの加藤論文にも、細部についてなお多くの問題を含んでいるであろう。例えば官業から三井へと引継がれて、技術的にも資本的にも強力な三池炭礦と、三井物

産の取扱商品としてはそれを上廻る筑豊の雑細弱体な炭礦資本とは同一視すべきものではない。綜合商社としての三井物産の確立は、わが国産業資本の構造的特質のなかで一層明確に位置づけされるべき課題であり、そこに財閥形成の重要な一論点が存することは明らかである。加藤論文は、そうした問題をばらみながら、財閥形成のメカニズムを解説するための新たな視角を提示したものである。

## 二

以上、三井史の課題を「資本」を中心とする経済過程として述べてきた。しかし、いうまでもなく経済は社会現象の一部であり、たとえその基礎過程であつても、社会過程そのものではないし、社会の経過から完全に自律的に運動するものでもない。換言するなら、経済を成立させる社会的存在としての人間の経済的行為は、社会的行為の一部であつて、他の社会的諸行為から独立して存在するものではない。現に「財閥」の用語が示す通り、また江戸時代の大元方や各営業店の経営にまで遡つてみても、三井の歴史は「家」なる社会制度とそれを支えた倫理を度外視して理解することは許されない。山口栄蔵・三井礼子「三井八郎兵衛高利記『諸法度集』について」（創刊号）および三井礼子「幕末の三井『家政』改革についての覚書」（第二号）は、経済過程の在り方やその変化との関連において、三井の「家制度」とその倫理を、史料紹介の形で取扱つたものである。即ち、前者では創業期に初代高利が営業店に交付した店則集であつて、第二代に纏め上げられた「宗竺遺書」「家伝記」「商売記」なる家訓三部作の前身をなすものである。また後者は、前記松本論文が取扱つた幕末期に、どのような家政改革が行なわれたのか、数多くの改革令のうちから主要なものを選んで紹介したものである。こうした作業のねらいの一つは、家と営業とが早期に比較的分離したといわれる三井の歴史のなかでの、しかも同族共有財産制のもとでの三井同苗の果した役割の理解である。それは無機能な「資本家」で

あつたわけではないと同時に、その機能は「資本」の変質と共に変化しつつ、その形態に作用している。そして「封建家産制」の歴史的形態としての三井の同族共有財産制度の近代への連続のメカニズムのうちには、いささか誇張した表現を許されるならば、天皇制の正当性の民間レベルでの根拠に関する構造的问题が含まれていると考える。

経済を単に物質的過程としてのみ扱うのではなく、それを担う人間主体を入れて——より具体的には文化人類学における「文化」概念を導入することによって——把え直そうとするところに、経営史学の立場があると思われる。それは特に比較史の形をとることによつて有効性が認められやすい。われわれは経営史が安易に企業者史に置きかえられることに賛同するものではないが、さきの三井論文についても触れた通り、三井事業史を単に「資本」の歴史という抽象された主題を追うにとどめず、社会の総過程のうちでの位置づけを顧慮しつつ取扱つていきたないと考えている。

中川敬一郎の「イギリス産業革命期における企業経営活動の研究」は、古典的な産業革命の原型とみられているイギリスの同時期の企業経営の実態を示しつつ、それと「文化」を異にするアメリカおよび日本の特色を把えようとしたものであり、このような従来の経済史と異つた新しい視角を導入することによつて、われわれの研究を、より幅広く豊かなものならしめようとしている試みの一表現である。

このように述べてくると、われわれの仕事は蜀を望むがごとく遠く遙かであることを感ぜざるを得ない。もとより完全は期すべくもない。個別の研究を特に空白の分野で進めつつ、いわば三井文庫の研究上のスタートラインを引くつもりで、遠からぬうちに三井事業史の大綱を共同執筆して、世に問いたいと念じている。本論叢は、研究員各自がもつ問題関心についての研究成果の発表機関であるが、それらが相互に無関連なものでは決してないことを読者諸氏は認められるであろうし、私はそれら個別論文の蓄積を通してのみ、三井事業史の大綱も成り得るものと信ずるのである。